

第 493 回 福井地方最低賃金審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記 5 の要領によりお申し込み下さい。

記

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 5 日 (火) 午前 10 時～
- 2 場 所 福井県国際交流会館 第 1・2 会議室
- 3 議 題

- (1) 福井県最低賃金の改正決定について (諮問)
- (2) 福井県最低賃金専門部会の設置について
- (3) 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について
- (4) 特定最低賃金の審議日程 (案) について
- (5) 最低賃金をめぐる情勢等について (意見交換)
- (6) その他

- 4 傍聴者数 5 名

5 要 領

- (1) 希望者は、任意の用紙に、傍聴希望の旨を御記載のうえ、審議会件名と開催日及び住所、氏名、電話番号及び所属を御記入いただき、下記の宛先までお申込みいただくか、電話によりお申し込み下さい。

申込締切日は、令和 4 年 6 月 29 日 (水) 午後 5 時です。

〒 9 1 0 - 8 5 5 9 福井市春山 1 - 1 - 5 4

福井労働局労働基準部賃金室

0 7 7 6 - 2 2 - 2 6 9 1

FAX 0 7 7 6 - 2 1 - 6 6 4 6

- (2) 会場収容人数に限りがございますので、傍聴募集人数を超える場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果については、文書にて通知いたします。
- (3) 会議当日は、会議開催時刻の 10 分前までに会場にお越しください。会議開始後の入室は認められませんので御注意ください。

なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人を証明するものをお持ち下さい。

6 その他

- (1) 傍聴される場合には、別添の「会議傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。
- (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨、お申し込みの際に御連絡下さい。
又、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せて御連絡下さい。
- (3) 諸般の事情により、開催日が急に変更される場合があります。
- (4) 入・退庁時の手洗いやアルコール消毒に御協力下さい。
- (5) 37.5℃以上の発熱や風邪症状のある方は傍聴できません。

会議傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同一番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は、必ず切って傍聴して下さい。
- 4 写真撮影、録画、録音等は、御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行動は謹んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等会議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び福井地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

*なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場ではマスクの着用、手指の消毒等（会場入口に消毒液を用意します）に御協力をお願いするとともに、発熱等で当日の体調がすぐれない場合は傍聴をご遠慮いただきますようお願いいたします。

福井地方最低賃金審議会